

障害者の芸術活動支援モデル事業評価委員会設置要綱

1 目的

本事業は、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進することを目的としている。

この目的を適正かつ効果的に達成するため、本事業の実施にあたり、応募のあった事業内容及び応募団体に対する評価並びに事業実施団体の選定を行うため、外部有識者による評価委員会を設ける。

2 障害者の芸術活動支援モデル事業評価委員会の委嘱及び事務局の設置

- (1) 障害者の芸術活動支援モデル事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の構成員は、障害保健福祉部企画課長（以下「企画課長」という。）が委嘱する。
- (2) 事務局は、障害保健福祉部企画課自立支援振興室に置く。

3 選定に係る構成員

構成員は、外部有識者6名とする。

4 選定に係る構成員の任期

構成員の任期は、委嘱を受けた日から3年間とする。任期満了前に構成員の変更があった場合は、前任の任期を引き継ぐものとする。ただし、再任を妨げない。

5 評価委員会の運営

- (1) 座長は構成員による互選とする。
- (2) 評価委員会の運営に必要な事項については、この要綱に定める他、必要に応じて、評価委員会において定める。

6 評価委員会における評価

(1) 基本指針

評価委員会における事業実施団体の選定においては、以下の事項を基本指針とする。

- ① 平均評価点が高い順に、事業実施団体を選定する。
- ② 平均評価点が高点の場合には、「劣っている」及び「やや劣っている」の数が多い方を下位とする。さらに同点の場合には、「特に優れている」の数が多い方を上位とする。

(2) 構成員の利害関係について

応募案件について利害関係にある場合は、当該案件に係る審査から除く。

利害関係の有無については、以下のいずれかに該当する場合「利害関係者」となる。

- ① その事業を通じて、補助金を資金の全部又は一部とする事業に参加し、費用の助成を直接又は間接に受ける場合。
(例：当該事業の協力委員会委員に就任し、謝金を受領する場合等)
- ② 直接影響力を及ぼすことをできる者が、上記①の利害関係人に該当する場合。
(例：部下が当該事業の協力委員会委員に就任し、謝金を受領する場合等)

(3) 評価に必要な確認書類

障害者の芸術活動支援モデル事業公募要領の7の(1)に定める提出書類のうち以下のものとする。

- ・ 障害者の芸術活動支援モデル事業実施計画書 (別紙2)
 - ・ 障害者の芸術活動支援モデル事業所要額内訳書 (別紙3)
 - ・ 障害者の芸術活動支援モデル事業協力委員名簿・承諾書 (別紙4)
- (参考：団体の概況・役員名簿 (別紙5))

(4) 事業実施計画書等の評価方法

① 評価方法

ア 評価委員会の構成員は、応募のあった事業内容及び応募団体について書面による評価を実施する。

イ 構成員は、項目毎に、②に掲げる評価にあたり考慮すべき事項に基づき、別添の評価票に従い評価点を付けることとする。

ウ 評価点は、5段階評価で付けることとする。

エ 事業の内容について、コメント欄に、評価できる点、推進すべき点、改善すべき点、疑問点、その他助言等を記入すること。

② 評価にあたり考慮すべき事項

構成員は、下記着眼点に基づき評価を行う。

(具体的な着眼点)

- ・ 事業実施による成果が明確かつ適切に設定されているか。
- ・ 事業内容が目指すべき成果に必要なものとなっているか。
- ・ 過去に同様の事業を実施している実績があるか。
- ・ 所要額の内訳が明確になっているか。
- ・ モデル事業連携事務局について、事業の実施に必要な体制が確保できるか。

なお、所要額内訳書について、事業内容に対して過剰な事務経費が計上されている場合、積算が不明確な場合又は補助対象外経費が含まれている場合など不適切と思われるものについては、具体的な問題点を所定の指摘事項に記載した上で評価を行う。

(5) 評価結果の決定及び事業実施団体の選定

評価委員会は、構成員による書面評価を行い、下記の選定基準に従って事業実施団体を選定する。ただし、本モデル事業は、実施団体のある都道府県全域を対象地域としていることから、都道府県ごとに1団体を選定の上限とする。

＜選定基準＞

下記の①から③において、各構成員が付けたそれぞれの評価点の合計を平均した点数が最も高い団体から順に選定する。ただし、②については2団体、③については1団体を選定の上限とする。

- ① 障害者芸術活動支援センター事業及び協力委員会の設置を行う団体
- ② ①及び調査・発掘、評価・発信事業を行う団体
(合計は①と②の評価点の合計を平均した点数とする)
- ③ ①、②及びモデル事業連携事務局事業を行う団体
(合計は①と②と③の評価点の合計を平均した点数とする)

(6) 選定結果の通知

社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室は、(5)の結果を踏まえた上で、予算の範囲内において最終的な事業実施団体を選定し、その結果を応募のあった団体へ通知する。

なお、採択された団体が事業の実施を辞退した場合は、(5)の選定基準に従って、次順位以降の団体を繰り上げて採択するものとする。

(別紙)

障害者の芸術活動支援モデル事業評価委員会 構成員

- 秋元 雄史 金沢21世紀美術館館長
- 大塚 晃 上智大学総合人間学部社会福祉学科教授
- 重光 豊 特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構
天才アートミュージアム副理事長
京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
- 鈴木 京子 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長
- 西村 陽平 日本女子大学家政学部児童学科教授
- 保坂 健二郎 独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員

(敬称略、50音順)